

北上市告示乙第26号

北上市学童保育所条例第13条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和8年1月23日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 利用料金制度を行う施設の名称
東桜学童保育所
- 2 指定管理者
北上市立花6地割69番地
東桜学童保育所運営委員会 会長 清水 真 弘
- 3 利用料金の適用開始時期
令和8年4月1日
- 4 承認する利用料金
施設利用者に対して次の料金を適用する。

(1) 利用料（月額）

学年	金額(円)
1年生	7,000
2年生	7,000
3年生	6,500
4年生	6,000
5年生	5,000
6年生	5,000

(2) 開所時間を延長して利用する場合の利用料

- ① 午後6時15分から午後6時45分まで利用する場合 1回につき100円
- ② 午後6時15分から午後7時まで利用する場合 1回につき200円

(3) 一時的に利用する場合の利用料

日額500円